

全 建 事 発 第 026 号

平成 30 年 5 月 30 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞

〔 公 印 省 略 〕

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、このたび中央防災会議より、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、防災態勢の一層の強化を図るよう、別添のとおり要請がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 木下
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メ-ル jigyo@zenken-net.or.jp

中 防 災 第 1 0 号

平成 30 年 5 月 23 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

中央防災会議会長

(内閣総理大臣)

安 倍 晋



梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。特に昨年は、平成 29 年 7 月九州北部豪雨による災害を始め、全国各地で災害が発生したところである。

については、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

その際には、近年の集中豪雨の頻発及び竜巻等突風の相次ぐ発生並びに被害状況の多様化や、風水害の危険性に加え、早期避難の重要性及び災害時にとるべき避難行動について周知徹底を図られたい。また、極めて突発的に災害が発生する場合もあることから、避難勧告等が発令されていない状況であっても、住民自身が危険であると判断した際には、躊躇せず避難するよう周知徹底を図られたい。さらに、早期避難のための避難態勢の構築の徹底等、住民が適時的確な避難行動を判断できるようにきめ細かな取組の充実を図られたい。

水害、土砂災害から人的被害や孤立者を減らすためには、適時的確な避難勧告等の発令・伝達が重要であることから、「避難勧告等に関するガイドライン」に記載されているとおり、市町村は空振りをおそれずに躊躇なく避難勧告等を発令することを基本とし、発令する際には、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように繰り返し伝達することとされており、貴殿におかれては必要な支援に努められたい。また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）や水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）等により、要配慮者利用施設は、避難確保計画等の自然災害に関する計画（以下「災害計画」という。）を作成することとなっており、災害計画の作成を促進するため、貴殿におかれても必要な支援に努められたい。

また、市町村が行う避難勧告等の発令に関する各種取組への積極的な協力及び関係機関に対する指導方を改めて依頼する。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

- ①危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、がけ崩れ、土石流等災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検する等、適切な措置を講ずること。

- ②河川管理施設を始めとする施設管理等の強化

施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をする等、管理の強化を図ること。また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

- ③災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための安全確保行動に資するため、浸水想定区域(洪水、内水、雨水、高潮、津波)や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所等貴殿が所掌上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。なお、激しい雨が継続する、あるいは落石等の災害の前兆現象が発生する等して、指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の山からできるだけ離れた部屋等へ避難する等して安全を確保する必要性についても併せて周知を図ること。特に、地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあることから、十分に注意すること。

- ④防災気象情報及び河川情報の収集及び早い段階からの危機意識の醸成及び確実な防災情報伝達の徹底

災害発生の危険度の高まりに応じて段階的に発表される注意報・警報・特別警報等(警報級の可能性、警報に切り替える可能性が高い注意報を含む。)、危険度の高まりが5段階等で色分け表示された危険度分布等(土砂災害警戒判定メッシュ情報、流域雨量指数の予測値、大雨・洪水警報の危険度分布)、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報及び河川の水位、カメラ画像等の河川情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ること。特に住民等に対し避難勧告等を発令する市町村に対してはきめ細かな情報の発信に努めること。また、ホームページ、SNS等のインターネット(以下「インターネット」という。)等により提供された情報については、必要に応じ適切に災害対応に活用すること。情報の伝達に当たっては、マスメディアと連携を図るとともに、コミュニティFM、インターネット、Lアラート、さらには、PUSH型手段となる緊急速報メール等の多様な伝達手段を組み合わせ活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めること。

- ⑤関係機関から市町村に対する助言等

市町村に対して適切な助言が行えるよう、事前に十分な準備を行い、必要に応じて、直接、市町村長に対して助言を行うこと。また、市町村等と共同して、防災行動を

時系列で整理したタイムラインを作成し、発災前から防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施すること。

⑥地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

道路の冠水対策強化について、道路のアンダーパス部等、局地的な大雨により冠水し、車両が水没する等重大な事故がおきるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の施設を点検する等の措置を講ずること。また、施設管理者や所轄の警察、消防は引き続き、相互に情報を共有するとともに、連絡体制の確保、通行止めの措置、救助等に遅れが生じないよう措置を講ずること。

⑦水辺等利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性等もあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

⑧災害対策本部における機能の維持

災害対策本部を運営する職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、組織を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。また、一定の業務を継続的に行えるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策をとること。

⑨非常用電源の確保

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源の保守・点検等を行い、浸水等に備えた対策をとること。

2. 自然条件や地形、住民の居住状況等といった、それぞれの地域の持つ特性を考慮した、具体的でわかりやすい避難勧告等の発令基準や発令区域とするため、関係機関は市町村に対して能動的な支援の実施に努めること。また、想定される災害の種別毎に定められる指定緊急避難場所が指定避難所と異なることについて十分に周知を図った上で市町村における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進すること。

このほか指定緊急避難場所の表示等を新設・変更する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、平成28年3月に日本工業規格に定められた「災害種別図記号（JIS Z8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」に基づく表示に努めるとともに、これらの設置に関しては、必要に応じて市町村へ協力を行うように努めること。

なお、平成28年12月より避難情報の名称を「避難指示（緊急）」、「避難勧告」及び「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したので留意されたい。

3. 視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進するとともに、市町村におけ

る避難行動要支援者名簿に係る名簿情報の避難支援等関係者への提供の促進等に努めること。

4. 要配慮者の避難を考慮し、地方公共団体への防災情報の提供を早期に行うとともに、要配慮者利用施設管理者等へ災害計画の作成や避難訓練の実施の支援に努めること。また、地方公共団体による計画の具体的な内容や避難訓練の実施状況の確認、施設への情報伝達体制の確保について、必要な支援に努めること。
5. 災害時に躊躇なく避難勧告等を発令・伝達できるようにするとともに、住民自身が適切に避難行動をとることができるようにするため、専門家等の知見も活用し、職員と多数の住民の参加による洪水や土砂災害等の地域の実情に応じた災害を想定した避難勧告等の発令・伝達、避難判断のための訓練を、災害発生のおそれが高まる出水期前に実施するよう努めること。
6. 災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。
7. 災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平時から地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織）等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに受援体制の整備促進に努めること。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避等の安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発を促進すること。

以上